

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け	制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け
改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け	改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け
改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け	改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け
改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け	改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け
改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け	改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け
改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け	改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け
改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け	改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け
改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け	改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け
改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け
改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け	改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け
改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け	改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け
改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け	改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け
改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け	改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け
改正 20200220保局第1号 令和2年2月25日付け	改正 20200220保局第1号 令和2年2月25日付け
改正 20200511保局第2号 令和2年5月13日付け	改正 20200511保局第2号 令和2年5月13日付け
<u>改正 20200527保局第2号 令和2年6月1日付け</u>	
<p>電気設備の技術基準の解釈</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>	<p>電気設備の技術基準の解釈</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>

改正	現行
<p><b>【太陽電池発電所等の電線等の施設】</b>（省令第4条）</p> <p><b>第46条</b> 太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線（電気機械器具内の電線を除く。）は、高圧ケーブルであること。ただし、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所において、次の各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>2 太陽電池モジュールの支持物は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>一 支持物は、<u>日本産業規格JIS C 8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」</u>によって算出される自重、地震荷重、風圧荷重並びに積雪荷重及びその他の当該支持物の設置環境において想定される荷重に対し安定であること。</p> <p>二 <u>設計は、前号に規定する荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下とすること。</u></p> <p>三 支持物を構成する各部材には、前号に規定する許容応力度を満たす設計に耐える安定した品質をもつ材料を用いること。</p> <p>四 太陽電池モジュールと支持物の接合部、支持物の部材間及び支持物の架構部分と<u>基礎又はアンカー</u>部分の接合部における存在応力を確実に伝える構造とすること。</p> <p>五 <u>土地又は水面に施設される支持物の基礎又はアンカー</u>部分は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>イ <u>支持物の基礎又はアンカー</u>部分は、上部構造から伝わる荷重に対して、<u>上部構造に支障をきたす沈下、浮上がり及び水平方向への移動を生じないものであること。</u></p> <p>ロ <u>土地に自立して施設される支持物の基礎</u>部分は、<u>杭基礎若しくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと同等以上の支持力を有するものであること。</u></p> <p>六 支持物に使用する部材には、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は防食等の劣化防止のための措置を講じた材料を使用すること。</p> <p>七 土地に自立して施設される太陽電池発電設備のうち設置面からの太陽電池アレイの最高高さが9mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に基づく構造強度等に</p>	<p><b>【太陽電池発電所等の電線等の施設】</b>（省令第4条）</p> <p><b>第46条</b> 太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線（電気機械器具内の電線を除く。）は、高圧ケーブルであること。ただし、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所において、次の各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>2 太陽電池モジュールの支持物は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>一 支持物は、<u>自重、地震荷重、風圧荷重、積雪荷重</u>に対し安定であること。</p> <p>二 <u>日本産業規格 JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」</u>によって算出される設計荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下になること。</p> <p>三 支持物を構成する各部材には、前号に規定する許容応力度を満たす設計に耐える安定した品質をもつ材料を用いること。</p> <p>四 太陽電池モジュールと支持物の接合部、支持物の部材間及び支持物の架構部分と<u>基礎部分の接合部</u>における存在応力を確実に伝える構造とすること。</p> <p>五 <u>土地に自立して施設される支持物の基礎</u>部分は、次の各号に適合するものであること。</p> <p>イ <u>杭基礎若しくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと同等以上の支持力を有するものであること。</u></p> <p>ロ <u>上部構造から伝わる荷重に対して、上部構造に支障をきたす沈下、浮上がり及び横方向への移動を生じないものであること。</u></p> <p>六 支持物に使用する部材は、<u>腐食及び腐朽しにくい材料又は防食のための適切な措置材料</u>を使用すること。</p> <p>七 土地に自立して施設される太陽電池発電設備のうち設置面からの太陽電池アレイの最高高さが9mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に基づく構造強度等に</p>

改正	現行
係る各規定に適合するものであること。	係る各規定に適合するものであること。
<p data-bbox="145 280 504 309"><u>附 則 (20200527保局第2号)</u></p> <p data-bbox="62 328 555 357">1 この規程は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="62 376 1102 545">2 この規程の施行の際、現に電気事業法第48条第1項の規定による電気事業法施行規則第65条第1項第1号に定める工事の計画の届出がされ、又は設置若しくは変更の工事に着手された太陽電池モジュールの支持物については、改正後の電気設備の技術基準の解釈第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	<p data-bbox="1171 280 1261 309"><u>(新設)</u></p>